

入札説明書

陸上自衛隊古河駐屯地第341会計隊の調達契約に係る入札公告（341会公告第12号（平成31年2月7日付））に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

- (1) 契約担当官等 分任契約担当官
 陸上自衛隊古河駐屯地
 第341会計隊長 佐藤 秀樹
- (2) 所属する部局 陸上自衛隊古河駐屯地 第341会計隊
- (3) 所在地 〒306-0234 茨城県古河市上辺見1195

2 競争入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
 陸上自衛隊古河駐屯地で使用する電気 一式
- (2) 調達物件の仕様等
 別添「仕様書」のとおり。
- (3) 使用期間
 平成31年4月1日から2020年3月31日までの間
- (4) 需要場所
 別添「仕様書」のとおり。
- (5) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を記載し（小数点第2位までとする）、予定契約金額及び予定使用電力量に基づき算出した年間総価を入札金額とすること。

落札の決定は、仕様書で提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該総価に消費税相当額を加算しない金額を上記の単価と併せて記載すること。この際、単価については、外税方式とする。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」D以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請

中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を有する者又は、同法第16条2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、平成31年4月1日に電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (5) 別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (6) 本入札説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒306-0234 茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地
第341会計隊 契約班長 川端（かわばた） 電話0280-32-4141 内線387

5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 本説明書の交付をもって入札説明会に代える。
- (2) 入札に関して疑義がある場合は、前項に示す問い合わせ先に問い合わせるものとし、入札当日までに解消しておくものとする。

6 入札の日時及び場所

平成31年2月21日（木） 11時00分
陸上自衛隊古河駐屯地 会計隊入札室

7 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は封印のうえ入札者の氏名（法人の場合は、その名称または商号）及び「陸上自衛隊古河駐屯地で使用する電気」と朱書きするものとする。
- (2) 郵便による入札は「書留」とし、平成31年2月21日10時00分までに必着すること。
- (3) 第2項第5号及び前各号以外の方法による入札は認めない。
- (4) 入札者は、提出した入札書の引換、変更又は取消をすることはできない。
- (5) 入札において、代理人が入札する場合には、委任状を提出しなければならない。

8 入札の無効

- (1) 前記3に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 以下の各号に該当する入札書は無効とする。
 - ア 入札金額、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名の記載）及び入札者の押印のない入札書（代理人が入札する場合は、代理人の氏名を併せて記入し押印すること）
 - イ 入札金額の記載が明確でない入札書
 - ウ 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人の氏名が明確でない入札書

9 落札者の決定方法

- (1) 当該入札者の入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき者が二人以上あるときは、「くじ」で落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わって「くじ」を引き落札者を決定する。

10 開札に立ち会う者

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札に関係ない職員が立ち会い開札するものとし、開札中は開札会場に入場することはできない。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは入札関係職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、開札会場を退場することができない。

11 契約書作成の要否及び契約条項

落札者は落札決定後、遅滞なく契約書を作成するものとする。

12 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 違約金の徴収
落札者が契約を結ばないときは落札金額の100分の5以上、契約者が契約締結後において履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を、違約金として徴収する。
- (3) 上記によるほか、この一般競争入札に参加する場合において遵守すべき事項は、「入札心得書」によるものとする。
- (4) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。ただし、平成31・32・33年度の競争参加資格については、申請中で、当該通知書を受けていない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続き完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等について、下記のとおり提示するので、条件等を精読の上、入札参加を希望する場合は、「適合証明書」に所要の事項を記入の上、平成31年2月18日15時00分までに第341会計隊契約班まで提出するものとする。

1 条 件

(1) 次の配点表の①から⑤に示す得点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	配点
①平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上	20
②平成28年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675未満	5
	活用していない	0
③平成28年度の新エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上5.00%未満	15
	1.50%以上3.00%未満	10
	0%超 1.50未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約締結までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡と

は、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を陸上自衛隊第341会計隊長に変更することをいう。書類等が有る場合も譲渡するものとする。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約相手方は、契約期間の1年間についても、第1項第1号の配点表の得点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 第1項第1号の基準を満たして電力供給を行っているか否かの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間終了後、可能な限り速やかに、第1項第1号の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用語	定義
<p>①平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO₂/kWh)</p>	<p>「平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成28年度の二酸化炭素排出係数</p>
<p>②平成28年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成28年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量(kWh)を平成28年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式) $\frac{\text{平成28年度の未利用エネルギーの活用状況}(\%) = \text{平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量} \div \text{平成28年度の供給電力量(需要端)}(\text{kWh}) \times 100$</p> <p>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。)をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工場等の廃熱又は排圧 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(FIT法で定める再生エネルギーに該当するものを除く。)、高炉ガス又は副生ガス 平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。 平成28年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

用 語	定 義
<p>③平成28年度の再生エネルギー導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> <p>平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況 $\text{①} + \text{②} / \text{③} \times 100$</p> <p>①平成28年度自社施設で発生した再生可能エネルギー等電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>②平成28年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用料(送電端(KWh))(ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③平成28年度の供給電力量</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000KW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>2 平成28年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 平成28年度の供給電力量(③)には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>要家への需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

適合証明書

平成 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊古河駐屯地

第341会計隊長 佐藤 秀樹 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示方法

開 示 方 法	番 号
① ホームページ ② パンフレット ③ チラシ ④ その他 ()	

2 平成28年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成28年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成28年度の再生エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		
① ②+③+④+⑤の合計点数			

- 注1： 第1項の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成29年6月改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。
- 注2： 第2項の「自社の基準値」及び「譲渡予定量」並びに「点数」欄には、配点表により算出した値を記載する。
- 注3： 第2項の合計点数が70点以上となった者を入札参加資格者とする。
- 注4： 第1項及び第2項の条件を満たすことを証明する書類を添付すること。